

令和2年度第3次補正予算案「海外サプライチェーン多元化支援事業」に係る事務局
企画競争募集要領

令和3年1月27日
一般財団法人
海外産業人材育成協会

日 ASEAN 経済産業協力委員会（AMEICC）事務局の支援を行う一般財団法人海外産業人材育成協会では、令和2年度第3次補正予算案の「海外サプライチェーン多元化支援事業」を実施する事務局を、以下の要領で広く募集します。

応募に当たっては、本募集要領をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で本事業に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

本公募は、令和2年度第3次補正予算成立後、速やかに事業を開始出来るようにするため、補正予算成立前に公募の手続きを行うものです。事務局の決定や予算の執行は、令和2年度第3次補正予算の成立に伴う経済産業省からの拠出が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

令和2年度第3次補正予算案により、経済産業省が日ASEAN経済産業協力委員会事務局（以下「AMEICC事務局」という。）に拠出し、造成される基金を活用して、海外の生産拠点のASEAN等への複線化等を進めることにより、日本のサプライチェーンの分断リスクを低減し、製造業等の滞りない稼働、強靱な経済構造の構築を図るとともに、日ASEAN経済産業協力関係等を強化することを目的とします。

1-2. 事務局の業務内容

事務局は、AMEICC事務局の事務を代行する一般財団法人海外産業人材育成協会（以下「AOTS」という。）から委託を受けて、海外サプライチェーン多元化支援事業を実施するものとします。

（1）事業に要する費用の金額

- ① 令和2年度第3次補正予算案の「海外サプライチェーン多元化支援事業」による基金の額は、116.7億円（間接補助事業者に交付する額を含む。）の予定です。なお、令和2年度第1次補正予算の「海外サプライチェーン多元化等支援事業」の残余見込額約11億円程度を基金に加える予定です（今後、変更になることもありますので、あらかじめご了承ください）。
- ② 受託事業者は、事業に要する費用のうち、下記5.④の予算規模の額を超えない範囲でAOTSが相当と認める金額（以下「委託費用」という。）についてAOTSと委託契約を締結します。
なお、間接補助事業者に係る公募回数は2回（3～11月の間を予定）、管理件数は40件程度を想定しています。
※1回の公募で予定の採択件数に達した場合には、1回で公募を終了することがありますが、委託費用の積算の前提は、公募回数2回、管理件数40件程度とします。
- ③ 委託費用の区分は、別表1のとおりとします。なお、委託費用は可能な限り合理化することに努めるものとします。

（2）事業の実施体制、事務局の業務概要等

受託事業者は、本事業の円滑な実施のため、以下の①～⑥の業務を適切に行うための体制を整えなければなりません。本事業が海外で実施されるものであることに鑑み、海外現地での相談対応、事業動向のモニタリング、確定検査補助等が可能な体制（海外各国での駐在員常駐は不要）を構築することが必要となります。

① 海外サプライチェーン多元化に資する設備導入補助事業※の公募

※生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材等について、海外で生産拠点を多元化しようとする企業に、その設備導入に必要な経費を補助（大企業・

中小企業等別に補助率を設定。補助金額の上限は15億円を予定)をします。

- ② 海外サプライチェーン多元化に資する設備導入補助事業の公募の審査、採択（第三者委員会の設置・運営を含む。）及び採択案件の公表（英訳等翻訳業務を含む。）
- ③ 海外サプライチェーン多元化に資する設備導入補助事業の補助金の交付契約に係る業務（交付申請書の受理、交付契約締結等）
- ④ 海外サプライチェーン多元化に資する設備導入補助事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続、補助金交付後に適正に交付契約が履行されているかの確認。また補助対象設備から生産される製品・部素材の総量、納入地及びその量の確認（事業終了後3年間を含む。）、成果の普及（英訳等翻訳業務を含む。）及び事業に関する問い合わせ対応等
- ⑤ ③の交付契約先において交付契約違反が確認された場合の、交付された補助金の返還請求・徴収等
- ⑥ その他の事業管理に必要となる事項についての対応

（3）事業の実施期間

委託契約した日から令和8年3月31日までの事業とします。なお、上記（2）の④のうち補助金交付後に適正に交付契約が履行されているかの確認、補助対象設備から生産される製品・部素材の総量、納入地及びその量の確認、成果の普及及び⑤の業務については、令和11年3月31日まで実施することとします。

（4）指導監督等

- ① AMEICC 事務局は、受託事業者による事務局業務の実施に関し、本要領に基づき指導監督を行います。
- ② 受託事業者は、（2）①の公募及び②の審査・採択の条件（採択の要件、補助上限、補助率等）について、AMEICC 事務局及び経済産業省と事前に十分な協議を行うこととします。
- ③ 受託事業者は、（2）①の公募については、本事業の実施期間中に、2回程度の公募を行うこととし、公募は、令和2年度第3次補正予算が成立することを前提として、委託契約後に速やかに実施することとします。
- ④ 受託事業者は、（2）②の審査・採択において補助金の交付契約先を決定する際には、有識者による第三者委員会を設置し、公募申請書等について意見を聴取しなければなりません。AMEICC 事務局及び経済産業省は、必要に応じて指導及び助言を行うものとします。
- ⑤ 交付決定後、速やかに採択企業と契約を締結（原則、交付決定後3ヶ月以内）することとします。
- ⑥ 受託事業者は、事務局業務の実施に疑義が生じたとき又は本事業の実施に支障が生じたときには遅滞なく AMEICC 事務局及び経済産業省に報告を行います。
- ⑦ AMEICC 事務局及び経済産業省は、受託事業者に対し、本事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うものとします。
- ⑧ 受託事業者は、事務局業務の事務実施体制の大幅な変更等、事務局業務の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、AMEICC 事務局及び経済産業省に報告を行います。

- ⑨ 受託事業者は、本事務局業務により取得した報告書・証拠書類等(補助対象設備から生産される製品・部素材の総量、納入地及びその量を確認した書類等を含む。)を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、AMEICC事務局及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければなりません。
- ⑩ AMEICC事務局及び経済産業省は、受託事業者の事業終了後であっても、事業の実施に疑義が生じたときは、報告を求める場合があるものとします。

(5) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が事務局業務の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、事務局業務の委託費用から支払わないものとすることができます。

(6) その他

受託事業者は、本要領に記載がないものについては、AMEICC事務局、AOTS及び経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとします。

1-3. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ③ 日本に拠点及び法人格を有していること。
- ④ 本事務局業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員体制等を構築できること。特に、海外における事業の動向をモニタリングする体制を構築できること。
- ⑤ 本事務局業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと(手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。)

【2. 応募手続き】

2-1. 募集期間

募集開始日：令和3年1月27日(水)10:00

締切日：令和3年2月9日(火)正午必着

2-2. 応募書類

- ① 郵送・宅配便等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「海外サプライチェーン多元化支援事業」事務局申請書」と記載してください。また、電子メールの場合には、以下の書類を「kobo-amcshien-wc@aots.jp」宛に送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「海外サプライチェーン多元化支援事業」事務局申請書」としてください。
- ・ 申請書(様式1) <1部>
 - ・ 業務管理費内訳書(様式2) <1部>
 - ・ 法人の定款又は寄付行為
 - ・ 法人の概要説明資料(類似業務の受託実績や本事業に関する専門知識・ノウハウ等に係る説明を含む。)
 - ・ 過去3年程度の事業報告及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)
 - ・ 事業実施計画書
 - ・ 海外サプライチェーン多元化支援事業の公募、海外サプライチェーン多元化支援事業の公募の審査・採択・採択案件の公表、補助金交付申請書の受理・交付契約の締結、進捗状況管理、海外サプライチェーン多元化支援事業完了の確定検査等業務並びに本事業に関する問い合わせ・相談への対応に関する方法に関する説明書
 - ・ 事務局業務に係る実施体制に関する説明書(ASEANに存在する海外拠点がある場合はその概要を含む。)
- ② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して記入してください。
- ※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

2-3. 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等若しくは電子メールにより以下に提出してください。

〒120-8534 東京都足立区千住東1-30-1
一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)
経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ
(担当: 鮎合、上井)
E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

【3. 選定基準について】

契約候補者の選定は、以下の項目を総合的に評価して行うものとします。

(1) 「海外サプライチェーン多元化支援事業」事務局としての適格性

- 日本の拠点及び法人格の有無
- 本事業の類似事業の受託実績
- 組織の本事業に関する専門知識・ノウハウ等
- 効率的に事業を実施するための体制

(2) 事業実施計画

- 事業実施計画（スケジュール）の妥当性、効率性

(3) 事業実施方法

- 海外サプライチェーン多元化支援事業の公募
- 海外サプライチェーン多元化支援事業の審査及び採択（第三者委員会の設置・運営を含む。）
- 海外サプライチェーン多元化支援事業の交付契約に係る業務（交付申請書の受理・交付契約の締結等）
- 海外サプライチェーン多元化支援事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせ
- その他の事業管理に必要となる事項についての対応
以上の妥当性、効率性

(4) 事業実施体制と事務費用

- 要員数や事務所の確保、事業の実施体制スキームの構築及び明確な役割分担の実施
 - 適切な経営基盤、一般的な経理処理能力
 - コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ※委託費用の金額を合理化するため、事業の一部を再委託することも認めます。その場合、受託事業者と再委託先との役割分担や、それぞれの位置づけを明らかにしてください。

【4. 審査の実施】

(1) 審査は、審査員が提出された応募書類等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な応募書類等を提出した1者を選定します。

(2) 採択された申請者については、2月下旬頃にAOTSのホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【5. 契約の締結等】

採択された申請者は、AOTS との委託契約を締結するものとします。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、AMEICC 事務局、AOTS 及び経済産業省との協議を経て、業務内容・構成、事業規模、金額などに変更を生じる可能性があります。契約書作成に当たって条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となります。

- ① 契約形態：委託契約
- ② 採択件数：1 件
- ③ 契約期間：契約日（令和 3 年 3 月の予定）より令和 8 年 3 月 31 日までとします。なお、上記 1－2.（3）に記載の一部の業務については、令和 11 年 3 月 31 日までとします。
- ④ 予算規模：上限 700,000,000 円（消費税を含む。）
※ 最終的な契約金額・実施内容等は、AMEICC 事務局、AOTS 及び経済産業省と調整した上で決定いたします。
※ また、委託契約締結後に公募の追加や業務内容の追加などが発生する場合には、受託事業者と AMEICC 事務局、AOTS 及び経済産業省との間で協議の上、契約金額の追加を含め契約内容を見直すことといたします。
- ⑤ 一般管理費の算定は、外注費、再委託費を除いた業務管理費に一般管理費率を乗じて行います。一般管理費率は、8%を上限とします。
- ⑥ 協会の契約者：AOTS の契約者は、本事業が AMEICC 事業の一環である関係から、AMEICC 事務局機能を担う AOTS バンコク事務所の所長とします。
- ⑦ 支払い：年度毎に、受託事業者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として現地調査を行って支払額を確定し、精算払いします（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これらを満たさない支出については、支払の対象外となる可能性もあります。
- ⑧ 再委託：再委託費は原則として委託費総額の 1/2 を超えないようにしてください。

【6. 事業実施状況の把握】

事業実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【7. 問い合わせ先】

本公募においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、説明会は行わない予定です。そのため、本公募に関してのご不明点については、お早めに以下の連絡先に問い合わせてください。

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

経済連携推進部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「海外サプライチェーン多元化支援事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

また、海外サプライチェーン多元化支援事業の詳細については、経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（E-mail: kaigai-supplychain@meti.go.jp）までお問い合わせください。

以上